

## 第4章 プランの内容

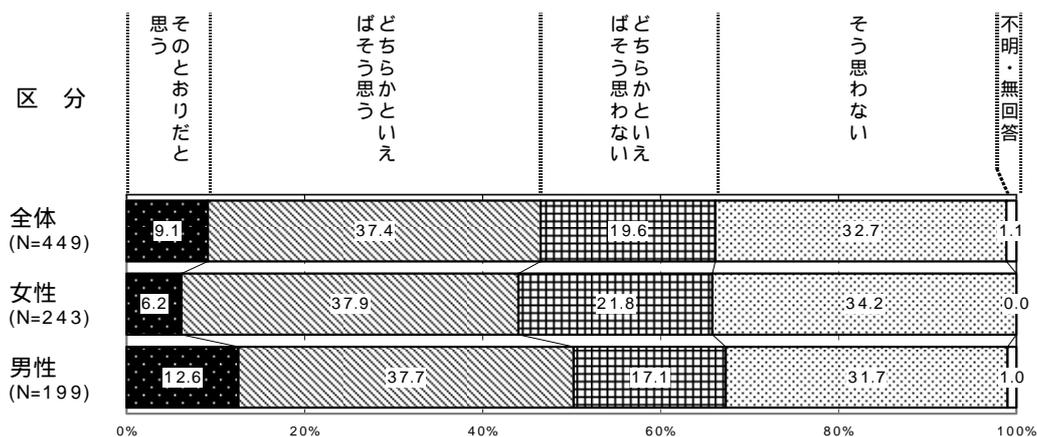
### 基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

#### 基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

##### 現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識 について、肯定する人（「そのとおりだと思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は46.5%（女性では44.1%、男性では50.3%）、否定する人（「そう思わない」もしくは「どちらかといえばそう思わない」と回答した人）は52.3%（女性では56.0%、男性では48.8%）となっています。特に、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識 について、「そのとおりだと思う」人は、女性は6.2%ですが、男性は約2倍の12.6%となっており、男性は女性より性別役割分担意識 が強い傾向にあることがうかがえます。

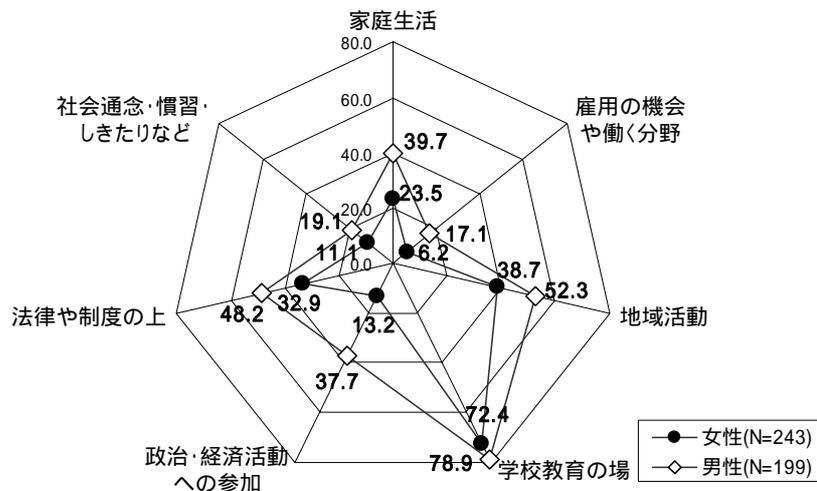
図：「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

また、各分野における男女の平等感について市民意識調査結果をみると、「平等である」と感じる人の割合は、全ての分野において男性の割合が女性を上回っており、一般的に男性において強いとされる性別役割分担意識 が、男女間での平等感の格差を生んでいると考えられます。

図：各分野で「平等である」と感じる人の割合（性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年)

懇話会では、「男女共同参画の取り組みは市民には十分浸透していない」、「男女共同参画に関する意識や認知度も性別や年代、地域により大きな差が生まれている」という意見も多く挙がっており、性別役割分担意識 や、男女共同参画に関する無関心や間違った認識が、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

今後は、男女共同参画社会について、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。特に、男性が女性に比べて性別役割分担意識 が強いことや、市民意識調査において、今後の取り組みとして「男女平等について男性の理解や協力が進むこと」を希望する市民が多数いることから、男性の意識変革が重要な鍵となります。また、男女共同参画に関する現状把握をするための意識調査や情報収集などを継続的に実施することで、各施策に活用し、広く市民に情報提供するとともに、市民の意識を高めていく取り組みが必要となります。

## 基本方針

男女共同参画に向けた慣行等の見直しや、広報・啓発活動を展開するとともに、行政をはじめ市民、事業者など様々な主体が「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを進めていきます。

## 行政の取り組み

市の広報紙やホームページ、啓発冊子「きらりHABIKINO」、講演会やフォーラム、研修会などのイベントをはじめ多様な媒体や機会を通じた、具体的かつ継続的な広報・啓発活動を展開します。また、男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的な施策・事業を進めるため、男女共同参画に関する情報の収集や整備に努めるとともに、市民への情報提供を推進します。

### 施策の方向（１） 男女共同参画のための広報・啓発の推進

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画について市民の理解を深め、性別役割分担意識を払拭するため、市の広報紙やホームページなど様々な媒体を通じた情報提供や、啓発冊子「きらりHABIKINO」の充実を図ります。	秘書課 人権推進課
男女共同参画に関するパンフレットやビデオなどの資料や教材の充実を図るとともに、図書館や関係各課で資料や教材の貸し出しを行い、積極的な情報提供を進めます。	人権推進課 図書館課 市民大学 関係各課
女性の自立や男女共同参画に関する講演会やフォーラム等の実施を通じて、市民の男女平等意識の変革を図ります。また、男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。	人権推進課

### 施策の方向（２） 男女共同参画に関する情報収集・整備・提供

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画に関する市民などの意識・行動について、現状把握のためのアンケート調査などを定期的実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、市の広報紙やホームページ、啓発冊子「きらりHABIKINO」など様々な媒体を通じた情報発信に努めます。	人権推進課
行政内部において、男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課 関係各課
国や大阪府、関係機関などと情報交換を活発に行い、男女共同参画に関する情報の収集や整備を図り、情報の提供のための体制づくりに努めます。	人権推進課 関係各課

## 市民や事業所に期待される取り組み

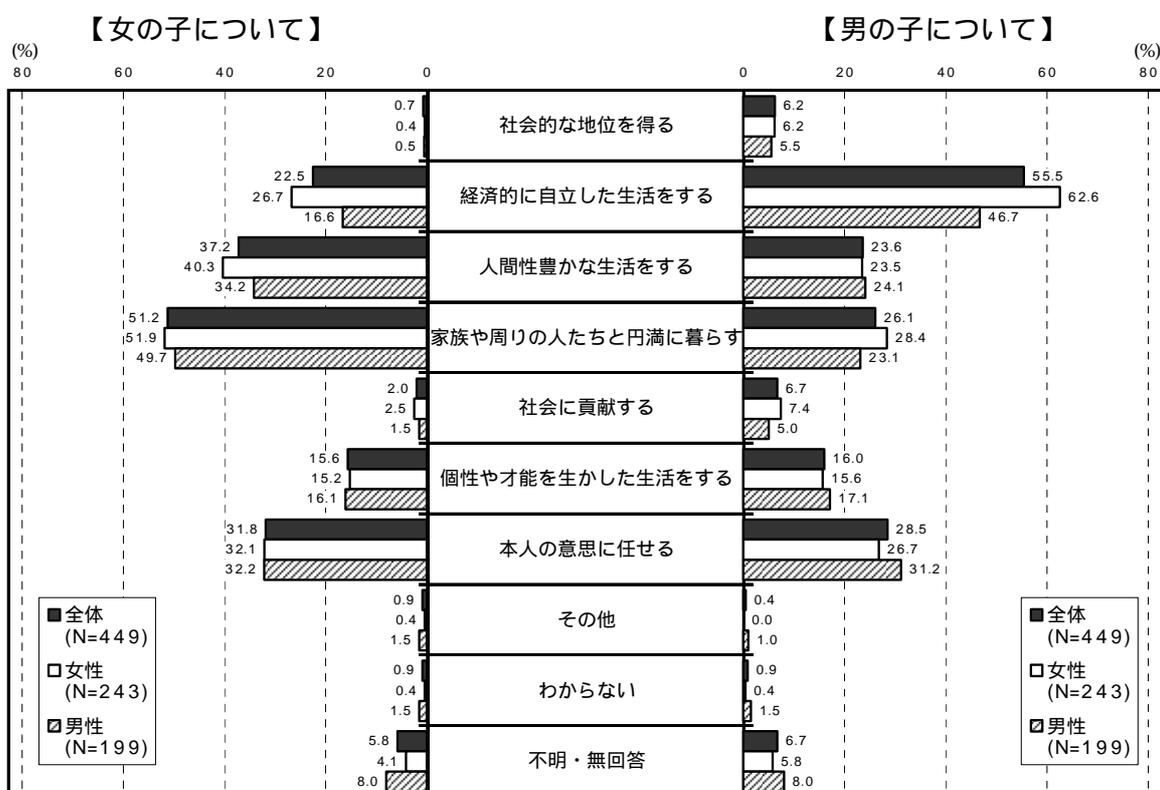
- ・身近な生活の中での性別役割分担意識を見直すため、男女に不平等な習慣やしきたりがないかをチェックし、改善策を考えてみましょう
- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加、参画しましょう
- ・市の広報紙やホームページ上の男女共同参画に関する情報や啓発冊子を積極的に利用、活用しましょう
- ・行政や関連機関等が提供する情報を積極的に利用、活用しましょう
- ・行政や関連機関等と男女共同参画に関する情報交換をしましょう

## 基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

### 現状と課題

市民意識調査では、希望する子どもの将来像について、女の子に対しては「家族や周りの人たちと円満に暮らす」の割合が、また男の子に対しては「経済的に自立した生活をする」の割合が高くなっており、希望する子どもの将来像にジェンダーの影響が見られ、家庭において、親から子どもへ潜在的に「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が植え付けられていることがうかがえます。

図：希望する子どもの将来像（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年)

また、市民意識調査では「学校教育の場」での男女の平等感、他の分野と比べて大変高くなっていますが、懇話会では、「進学や就職などの進路の節目に、性別による格差が現れる傾向にある」という指摘もありました。

次代を担う子どもに対する性別役割分担意識の解消と、人権の尊重や男女平等に関する教育は、男女共同参画社会を実現するためには極めて重要な意味を持つものです。

今後は、固定的な性別役割分担意識 を助長し、植え付けることがないように、学校はもとより、保育園や幼稚園など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、指導していく必要があります。

また、男女共同参画推進についての学習機会の提供や、それらの内容の充実に努め、あらゆる世代の市民に対して、男女平等の視点に立った生涯学習を推進していかなくてはなりません。

さらに、学校教育や生涯学習による男女共同参画に関する意識づくりとともに、個々の家庭においても男女共生教育に取り組む必要があります。

## **基本方針**

男女共同参画に向けて男女平等の視点に立った学校教育、生涯学習の環境の充実を図るとともに、市民一人ひとりや個々の家庭が男女共生教育に積極的に取り組む社会を目指します。

## 行政の取り組み

保育園や幼稚園での就学前教育から学校教育において、次代を担う子どもに対して、人権尊重や男女平等の意識づくりを進めるとともに、市民大学や陵南の森公民館、青少年児童センターを中心に、大学やNPOなどと連携して、あらゆる世代の市民に対して、男女平等に関する学習の機会を提供します。また、「親学習」などの活用や、学校教育や生涯学習との連携により家庭における男女共生教育の推進に努めます。

### 施策の方向（１） 学校教育における男女平等の推進

施策の内容・方向性	担当課
固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように教育活動の点検に努めるとともに、教育活動内における男女共生の視点を育むため、男女混合名簿の実施や、男女による色の指定の廃止、男女共通の体操服の使用などの取り組みを進めます。	学校教育課
男女共同参画の視点に立って、児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課
保育園、幼稚園、小・中学校における人権の尊重や男女平等などの重要性について、児童・生徒に指導し、PTA等には「親学習」を実施します。	こども財産課 学校教育課
小・中学校における男女共生教育や、男女平等の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供などの支援を行います。	人権推進課

### 施策の方向（２）生涯学習における男女平等の推進

施策の内容・方向性	担当課
市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性がそのライフステージでかわるテーマを取り上げ、男女共同参画推進についての学習機会を提供します。	市民大学 陵南の森公民館 青少年児童センター
男女共生教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、各種団体を支援します。	社会教育課 関係各課
親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	社会教育課

### 施策の方向（３） 職員の研修の充実

施策の内容・方向性	担当課
行政職員が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるとともに、市民のモデルとなるように、男女共同参画に関する職員研修を実施するとともに、各種研修への職員の参加を図ります。	人事課
教職員の人権感覚の育成のために人権教育研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように、また、教育活動内における男女共生の視点を育むための教職員研修を実施します。	学校教育課
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修や、教職員のためのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。	人事課 学校教育課 人権推進課

### 市民や事業所に期待される取り組み

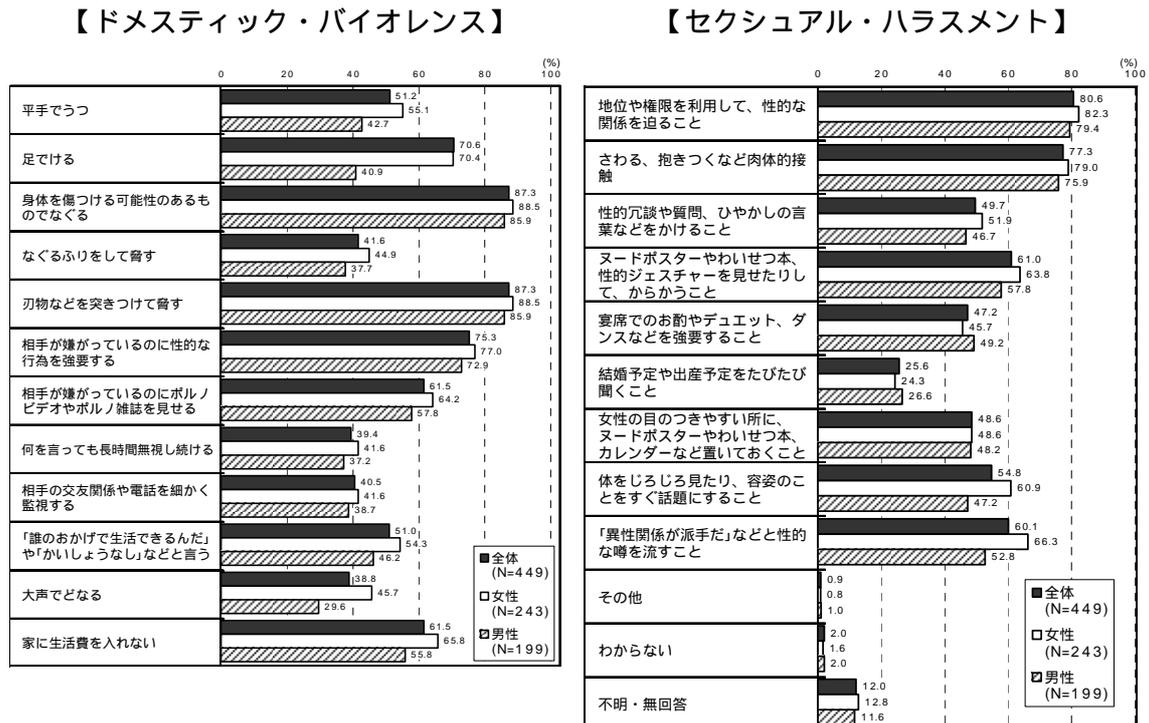
- ・ 保育園、幼稚園、小・中学校における男女共生教育に理解を深め、一緒に進めましょう
- ・ 家庭では、性別役割分担意識にとらわれず、子どもの個性を伸ばす教育を心がけましょう
- ・ 家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・ 親学習などの取り組みを利用、活用しましょう
- ・ 男女共同参画に関する講座などの学習機会を積極的に利用、活用しましょう

### 基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

#### 現状と課題

市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント の認識状況を見ると、女性に比べて男性の認識が低い傾向になっています。

図：暴力の認知状況（全体・性別）



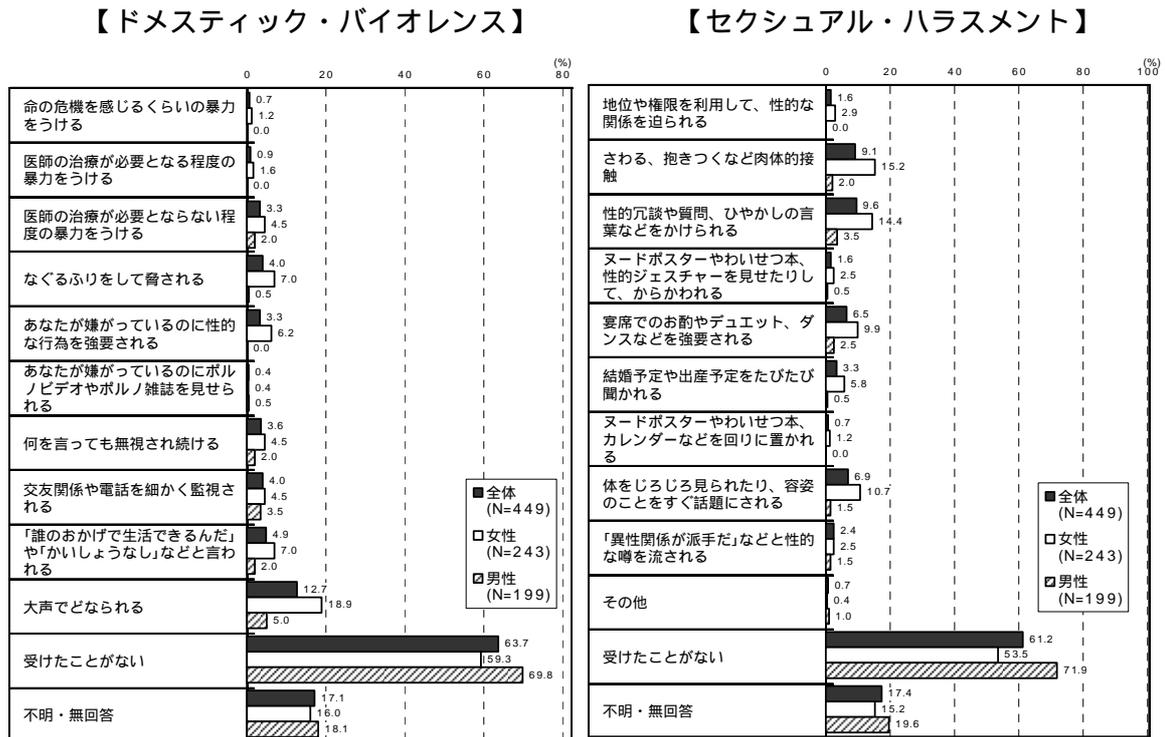
資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年)

また、被害状況については、ドメスティック・バイオレンス については、女性の4人に1人、セクシュアル・ハラスメント については、女性の3人に1人が被害者となっており、女性の被害経験が多いことがわかります。(被害経験の割合については、「受けたことがない」「不明・無回答」を除く項目に1つでも をつけた人の割合)

さらに、それらの暴力が個人的問題や家庭内の問題としてとらえられ、被害が潜在化しています。

男女間のあらゆる暴力については、性別役割分担意識 や潜在的な女性差別に根ざした構造的な問題が背景となっている場合があり、男女共同参画社会の実現にとっても緊急かつ重要な課題となっています。

図：暴力の被害状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

今後は、ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント はもとより、ストーカー、性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などのあらゆる暴力を根絶するため、それらが暴力であるということの社会的認知の徹底が課題となります。

さらに、暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」という意識を高める必要があり、特に、加害者となることが多い男性の意識向上を図るための啓発や、加害者や被害者をつくらないための暴力の予防教育の導入について、早急に検討する必要があります。

また、実際に様々な暴力が起きている中、上記の様な意識啓発や教育だけでなく、暴力の早期発見、早期対応に向けた具体的な取り組みや、被害者への支援などに努めてはなりません。

## 基本方針

暴力に関する社会的認知の徹底などの意識づくりや、暴力への対策を推進するとともに、行政をはじめ市民、事業者など様々な主体が「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」などの意識を持ち、あらゆる暴力の根絶を目指します。

## 行政の取り組み

「あらゆる暴力は人権侵害であり犯罪である」という認識の定着のための意識醸成を図り、あらゆる暴力の根絶に向けて啓発活動や情報提供を実施します。また、それらの暴力の早期発見や早期対応に向けて、暴力に関する相談体制や被害者への支援体制の整備に努めます。

### 施策の方向（１）暴力の予防と根絶のための意識づくり

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント はもとより、ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を展開します。	人権推進課
「DV 防止法 」「ストーカー規制法 」「児童虐待防止法 」などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	人権推進課 こども財産課
職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメント に対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課 人事課 産業振興課 市民協働ふれあい課
職場におけるセクシュアル・ハラスメント の防止に関する研修や、教職員のためのセクシュアル・ハラスメント 防止のための研修会を実施します。（再掲）	人事課 学校教育課 人権推進課

### 施策の方向（２）あらゆる暴力への対策の推進

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント などあらゆる暴力に対応できる相談窓口を整備、充実します。	人権推進課 関係各課
庁内はもとより、警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、ドメスティック・バイオレンス をはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施し、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課 こども財産課
学校園の教育諸活動における教職員間および児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント の根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンス や児童虐待、高齢者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	人権推進課 こども財産課 高年介護課
要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見および早期対応に努めます。	こども財産課
地域包括支援センターを中核として、高齢者虐待防止ネットワークを構築するとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護の事業を推進していきます。	高年介護課 福祉総務課

### 市民や事業所に期待される取り組み

- ・暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう
- ・夫やパートナー等から暴力を受けている女性がいることを知った場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- ・児童虐待や高齢者への虐待などを知った場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- ・ドメスティック・バイオレンス やセクシュアル・ハラスメント 等の被害を受けた場合は、一人で悩まず、周りの人や相談機関などに相談しましょう
- ・事業所は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント に対する認識と理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、相談窓口等の設置に努めましょう

## 基本課題4 メディアにおける人権の尊重

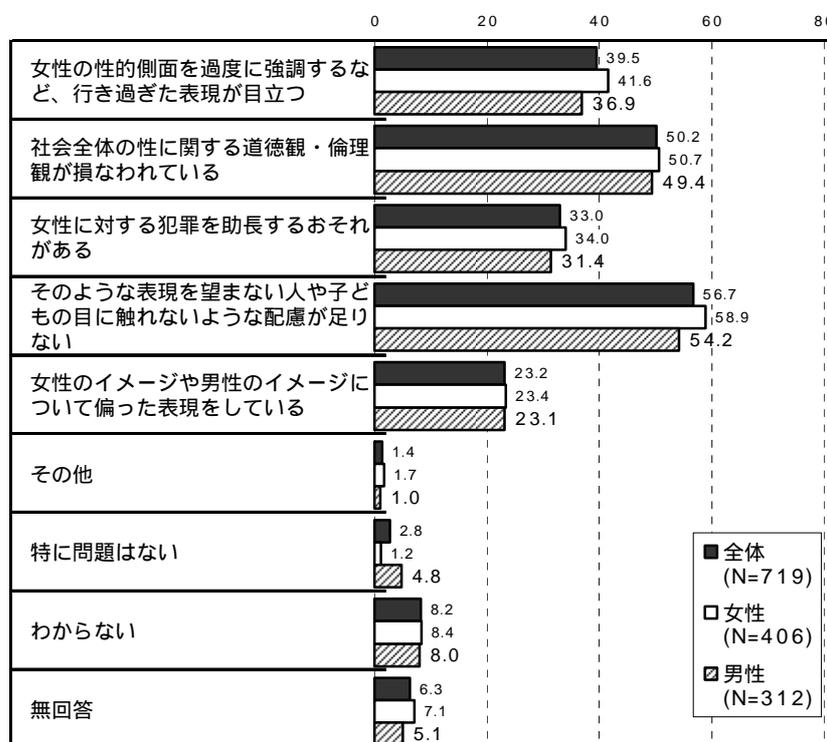
### 現状と今後の方向性

情報化が進み、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどの様々なメディアによってもたらされる情報が人々の意識や行動、社会規範や文化などに与える影響は大変大きなものとなっています。性別役割分担意識がメディアによって伝達されることは、男女共同参画社会実現の大きな障害となります。

大阪府が平成16(2004)年に実施した「男女共同参画に関する府民意識調査」では、メディアにおける性・暴力表現について、「そのような表現を望まない人や子どもに目につかないような配慮が足りない」や「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」と感じる人が男女とも5割近くを占めています。

また、暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や男女間の暴力、児童虐待などが引き起こされたりする可能性もあります。さらに、インターネット上における偏った性情報の氾濫や、性の商品化など新たな問題も生じています。

図：メディアにおける性・暴力表現について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する府民意識調査」(大阪府 平成16年)

今後は、メディアにおいて人権を尊重した表現を推進するため、市はもとより事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動で、男女共同参画の視点に立った

表現を進めていく必要があります。

また、併せてメディアの利便性や利点について、誰もが等しくその恩恵を受けることが出来るよう、様々なメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図っていかなくてはなりません。

### 基本方針

情報の送り手側はメディアにおける人権の尊重の確保に努め、情報の受け手側はメディアによってもたらされる情報をしっかりと読み解くことができるためにメディア・リテラシーを身につけます。

### 行政の取り組み

市の広報活動等についてのガイドライン等を作成し、市の刊行物やホームページなどにおいて、男女共同参画にふさわしく、人権を尊重した表現を推進するとともに、あらゆる市民に対して、学校教育や生涯教育を通じてメディア・リテラシーの向上を図ります。

### 施策の方向（１）人権を尊重した表現の推進

施策の内容・方向性	担当課
市の刊行物やホームページなどにおいて、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを率先して表現していきます。	秘書課 人権推進課 関係各課
市の広報活動等について、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを作成し、職員への周知・啓発に努めます。	人権推進課

### 施策の方向（２）メディア・リテラシーの向上

施策の内容・方向性	担当課
子どものメディア・リテラシーを育むために、指導にあたる教職員への研修等の実施や、最新の情報教育環境を整備するとともに、情報化社会における危険性を踏まえて、情報倫理教育を推進します。	学校教育課
生涯教育の場を通して、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを進めます。	市民大学 社会教育課

## 市民や事業所に期待される取り組み

- ・ 行政の刊行物やホームページ等について、男女の人権尊重や男女共同参画の視点で検証し、必要に応じて発行機関などに意見を述べましょう
- ・ メディア・リテラシー の向上を図る取り組みを積極的に利用、活用しましょう
- ・ 事業所では、刊行物やホームページ等において、男女の人権尊重や男女共同参画の視点に立った表現をしましょう

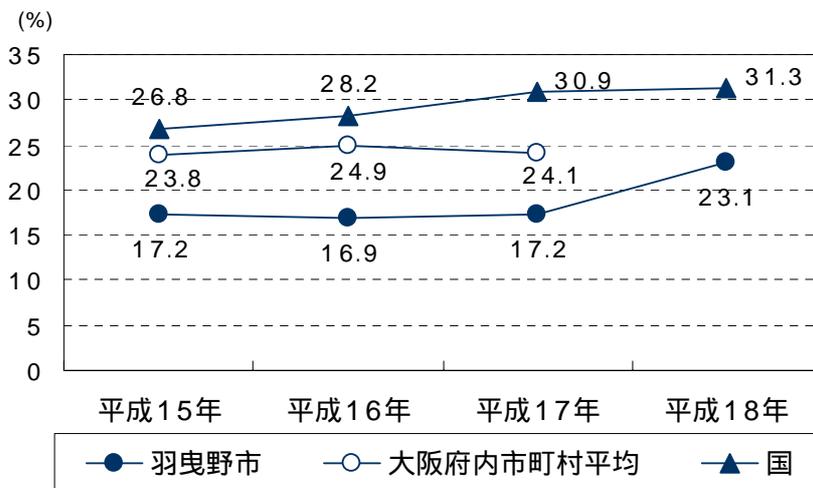
## 基本目標 B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題 1 政策・方針決定の場への参画の推進

#### 現状と課題

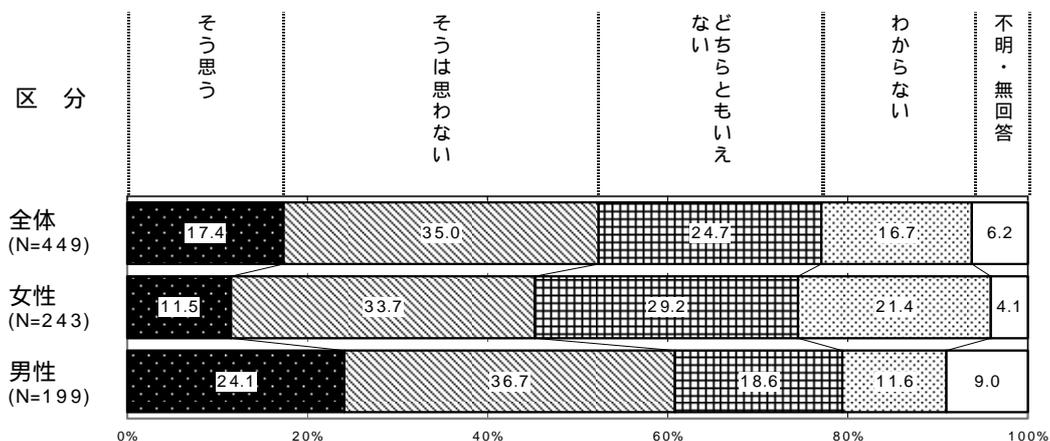
本市における審議会等への女性委員の登用率は、平成 18（2006）年で 23.1% となっており、大阪府内市町村平均や国の登用率と比べると低い状態となっています。

図：審議会等への女性委員の登用率の推移



市民意識調査では、政策・方針決定における女性の意見について見ると、（女性の意見が）反映されていると思う人は 17.4%（女性では 11.5%、男性では 24.1%）に留まっており、政策・方針決定の場に女性の意見が反映されていると感じる人が少ないことがわかります。

図：政策・方針決定において女性の意見が反映されているという考え方について（全体・性別）

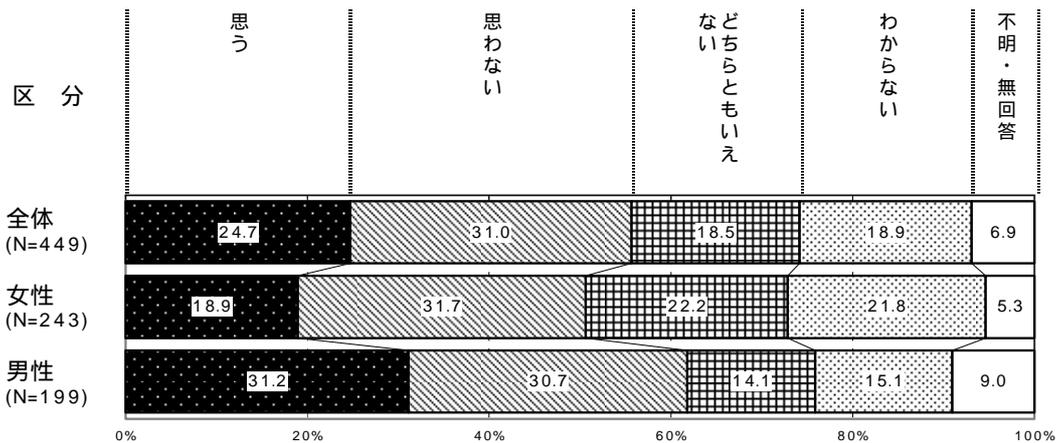


資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

一方、政策・方針決定への参画意向について見ると、参画したいと思う女性は18.9%、男性は31.2%となっており、女性の参画意向が男性に比べて弱いことがわかります。

しかし、この結果については、単に女性の参画意向が弱いということではなく、既存の男性中心に体系化された社会システムや女性が能力を発揮する機会が不十分な環境により、参画を潜在的に「あきらめている」女性が多くいるという見方もできます。

図：政策・立案・方針決定の場へ参加意向（参加したいと思うか）（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

また、職場での男女格差について見ると、「管理職への登用」や「昇進・昇給」について「平等である」と感じる人は20%前後と大変低くなっており、働く場においても、女性の登用や意思決定の場への女性の参画が進んでいないことがうかがえます。

男女共同参画社会の実現にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画が重要な課題となっています。

今後は、審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。特に、審議会等への女性登用については、その進捗状況を明らかにするためにも、積極的に目標数値などの設定が重要となります。

また、市役所が企業や市民団体等のモデルとなるように、政策・方針決定過程での男女共同参画を進めるとともに、企業や市民団体等への女性登用などの啓発も進めていかななくてはなりません。

### 基本方針

行政や事業所、市民団体などあらゆる社会的組織における意思決定の場への女性の参画を進めるとともに、女性自身が参画する能力を身につけるためにエンパワーメントし、政策・方針決定の場に男女がバランスよく参画できる社会を目指します。

## 行政の取り組み

女性委員のいない審議会等の解消や、登用率 30% を目標とした審議会や行政委員会への女性の積極的な登用を図るとともに、市役所が事業所や市民団体等のモデルとなるように、男女職員の対等な人事配置や職域の拡大、能力開発等を進めます。

また、事業所や自治会、PTA、市民団体については、方針決定の場への女性の参画や登用などを進めるための啓発を積極的に図っていきます。さらに、女性自身が政策・方針決定過程への参画意向を強く持てるように、女性のエンパワーメント を支援します。

### 施策の方向（１） 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保

施策の内容・方向性	担当課
審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。また、女性委員の登用割合については、30% を目標に、共に参画できる審議会等を目指します。	全部局
各種計画策定時には市民懇談会やパブリックコメント等を実施するとともに、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの市民の意見を反映していきます。	関係各課
女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任は男女の区別なく個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課
女性職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	人事課

### 施策の方向（２） 企業や団体等への女性の登用の啓発

施策の内容・方向性	担当課
事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクション の促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクション に取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。	産業振興課
自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPO に対し、それぞれの団体の運営に係る意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 関係各課

### 施策の方向（３）女性のエンパワーメント

施策の内容・方向性	担当課
市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性がそのライフステージでかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画の推進や、女性のエンパワーメントを支援する学習機会を提供します。	市民大学
男女共同参画の推進や、女性をめぐる様々な問題に取り組む市民団体の育成を進めるとともに、情報提供体制の充実や団体間の交流促進を図り、それらの活動を支援します。	市民協働ふれあい課
女性教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、各種団体を支援します。（再掲）	社会教育課

#### 市民や事業所に期待される取り組み

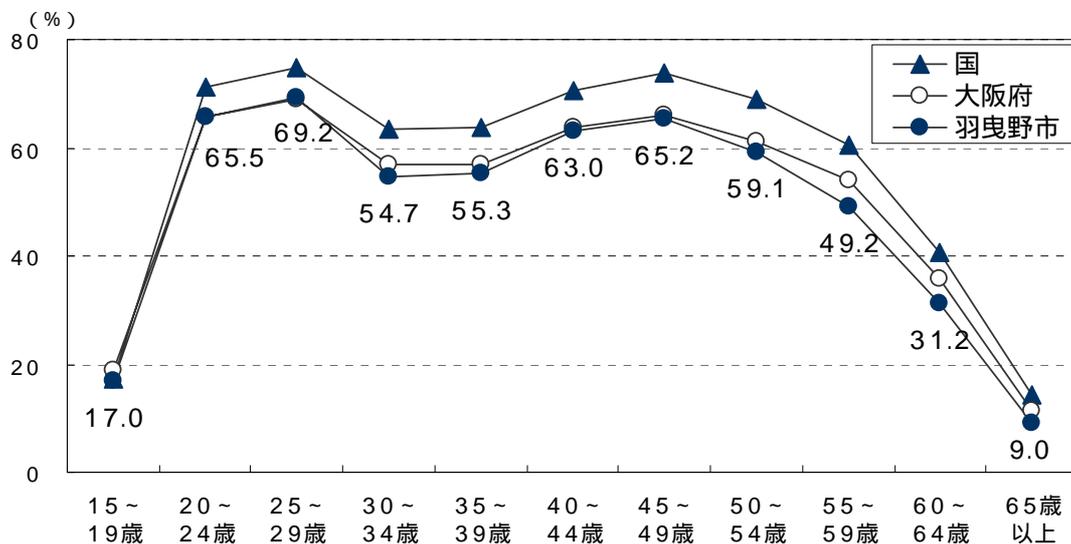
- ・市の行事や市政等に関心をもち、意思反映の場や政策・方針決定の場に積極的に参加、参画しましょう
- ・女性職員の管理職登用に理解を深めましょう
- ・女性が政策・方針決定の場に参画しやすい家庭環境をつくりましょう
- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加、参画し、エンパワーメントを進めましょう
- ・女性をめぐる様々な問題に取り組むグループの形成や、ネットワークづくりを進めましょう
- ・各種団体は、団体の運営に係る意思決定の場に女性が参画しやすい環境づくりをしましょう
- ・事業所は、女性を管理職に積極的に登用しましょう
- ・事業所は、女性が管理職になるための人材を養成しましょう
- ・事業所は、ポジティブ・アクションへの理解を深め、実施しましょう

## 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

### 現状と課題

本市における女性の年齢階級別の労働力率を見ると、国や大阪府と同様に「M字カーブ」を描いており、子育て期と考えられる30歳代で労働力率は低下し、子育てが落ち着く頃と考えられる40歳代で再び上昇しています。「M字カーブ」は以前に比べて浅くなっているものの、女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない実態がうかがえます。

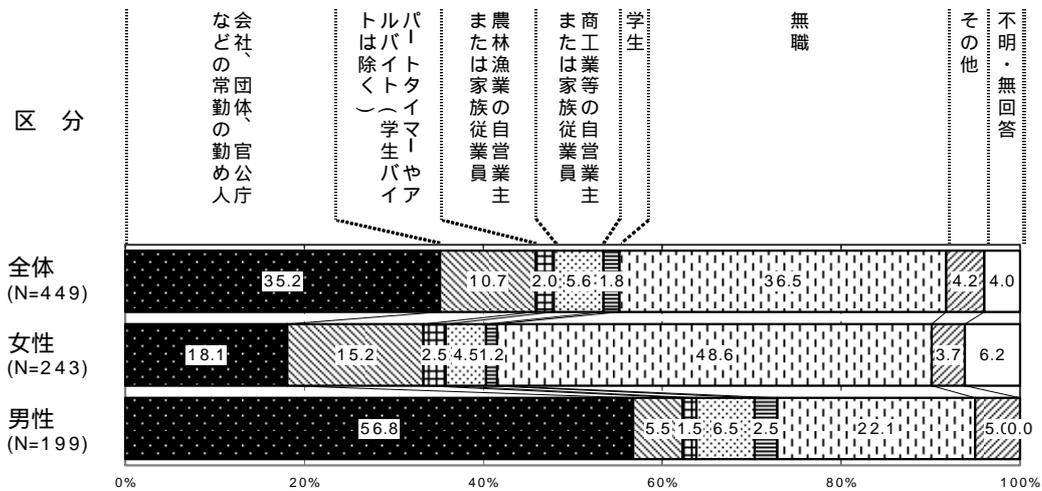
図：女性の年齢階級別労働力率（平成17（2005）年）



資料：国勢調査（平成17年）

市民意識調査では、就労している男性の割合は女性を上回っており、なかでも常勤の正規雇用（正社員・正職員）の割合については、男性が女性の3倍近くとなっていることから、就労状況に大きな男女差が生じていることがわかります。

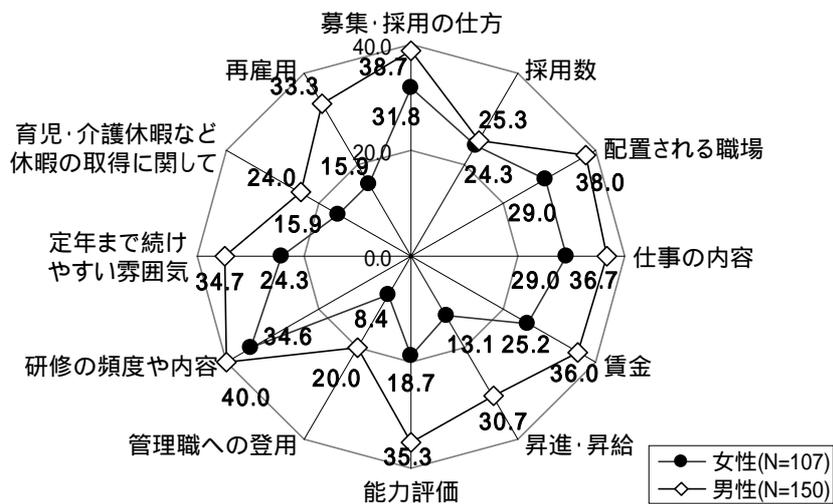
図：就労形態について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

また、職場での男女格差について見ると、「管理職への登用」や「育児・介護休暇など休暇の取得に関して」「昇進・昇給」「採用数」「再雇用」などに男女間の格差を感じている人が多いことがわかります。

図：職場での各項目で「平等である」と感じる人の割合（性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

さらに、就労していない人が仕事をしていない理由を見ると、家事や育児の負担が大きいことを挙げる女性が多数おり、「女性は家庭」という性別役割分担意識が就労の阻害要因として影響していることがうかがえます。

女性の20～30歳代では就労意向が強いにもかかわらず、家事や育児の負担が大きいため就労できないという就労希望者が多く存在することがわかります。

表：就労していない女性の就労意向（女性・年齢別）

(単位：%)

	回答者数 (人)	すぐにでも 働きたい	将来は 働きたい	働くつもり はない (働けない)	わからない	不明・ 無回答
女性全体	121	9.1	16.5	45.5	13.2	15.7
20歳代	7	28.6	57.1	0.0	0.0	14.3
30歳代	14	21.4	50.0	7.1	14.3	7.1
40歳代	17	11.8	41.2	23.5	17.6	5.9
50歳代	16	12.5	12.5	37.5	25.0	12.5
60歳以上	67	3.0	0.0	65.7	10.4	20.9

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年) 網掛けは各年代の上位1項目

表：就労していない女性の仕事をしていない理由（女性・年齢別）

(単位：%)

	回答者数 (人)	経済的に働く 必要がないから	のやりた いこと がない 方が 自分 から	職業を もた ない 方が 自分 から	家に いる のが 当然 だから	家事の 負担 が大 きい から	育児 の負 担が 大き いから	健康 や体 力に 自信 がな いから	希望 どお りの 仕事 が 得ら れな いから	配偶 者や 子ど も等 家族 が 望ま ない から	親や 家族 など の介 護や 看護 を する ため	現在 学校 に通 って いる から	高齢 だか ら	働く こと に向 いて いな いから	働く こと が好 きで ない から	特に 理由 はな い	その 他	わか らな い	不明 ・無 回答
女性全体	121	9.9	6.6	3.3	16.5	11.6	27.3	9.9	8.3	11.6	1.7	41.3	1.7	1.7	0.8	6.6	0.8	9.1	
20歳代	7	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3	
30歳代	14	0.0	7.1	7.1	42.9	57.1	7.1	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1	
40歳代	17	23.5	5.9	0.0	11.8	23.5	35.3	23.5	17.6	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	
50歳代	16	18.8	12.5	6.3	25.0	0.0	18.8	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	6.3	12.5	
60歳以上	67	7.5	6.0	3.0	10.4	0.0	32.8	3.0	4.5	13.4	0.0	74.6	3.0	3.0	0.0	6.0	0.0	9.0	

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成18年) 網掛けは各年代の上位2項目

今後は、事業所や労働者に対して、男女雇用機会均等法 や労働基準法 、育児・介護休業制度 に関する周知啓発および情報提供などを実施し、法制度の定着を図る必要があります。また、働く場における性別役割分担意識 を解消し、女性の労働条件の向上を図るため、事業所におけるポジティブ・アクション 等を推進するとともに、自営業や農業分野においても、女性が担っている役割への正当な評価や経済的地位の向上のために、男女共同参画を推進しなくてはなりません。

また、仕事と家庭生活が両立できるように、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援サービス、介護支援サービス、再就職や起業などへのチャレンジ支援の充実を図るとともに、それらの支援サービスを有効的に活用していかなくてはなりません。

## 基本方針

すべての人が個性や能力を十分に発揮して、充実した職業生活が送れるように、意識の改善はもとより、雇用・就労環境の整備や、仕事と家庭生活が両立できるための支援を行い、男女が平等な立場で仕事ができる社会づくりを進めます。

## 行政の取り組み

事業所に対して労働条件や雇用条件の向上のための啓発に努めるとともに、自営業や農業分野での男女共同参画の推進を図ります。また、仕事と家庭生活を両立し、安心して子育てや介護ができるように、事業所に対して育児・介護休業制度の利用促進を図るとともに、仕事と家庭生活を両立できる環境整備を行います。さらに、就業・再就職および起業に対する支援策の充実や、多様な働き方に対応した情報の提供に努めます。

### 施策の方向（１）労働条件向上のための啓発の促進

施策の内容・方向性	担当課
男女平等な雇用条件を確保するため、事業主や労働者に対して、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の周知・啓発に努めます。	産業振興課
事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。（再掲）	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課
農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。	産業振興課
労働条件の向上を目指し、女性の賃金や労働条件などの就労実態の把握に努めます。	産業振興課

### 施策の方向（２）就労環境の整備と支援

施策の内容・方向性	担当課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。（再掲）	産業振興課
ファミリー・フレンドリー企業 の啓発、普及などに努め、仕事と子育て、介護の両立が可能な職場環境の整備を促進します。	産業振興課

施策の内容・方向性	担当課
本市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課 関係各課
関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。	産業振興課
保護者の就労形態の多様化に対応するため、病後児保育や一時保育、延長保育など、様々な保育サービスや留守家庭児童会などの充実を図ります。	こども財産課 課外対策課
仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども財産課
多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども財産課
多様なライフスタイルに対応するために、「第3期高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実を図ります。	高年介護課

### 施策の方向（3） 職業能力の開発・向上

施策の内容・方向性	担当課
再就職希望者に対して、再就職支援セミナーなどによる学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	産業振興課
大阪府や関連機関と連携し、就職及び再就職などに関する情報を提供します。	産業振興課
母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども財産課
個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、母子家庭の自立の促進を図ります。	こども財産課
女性の再就職や、地域活動へ参加、参画の一助となるよう、女性パソコン教室を実施します。	人権推進課
市民大学の講座や講座の中の一部講義を通じて、女性の起業や再就職などについての学習機会や情報提供に努めます。	市民大学

#### 施策の方向（４） 多様な就労形態への支援

施策の内容・方向性	担当課
事業主に対して、「パートタイム労働法」「労働者派遣法」などの法制度の周知・啓発に努め、パートタイマーや派遣社員の労働条件の向上に努めます。	産業振興課
大阪府や関連機関と連携し、SOHO やテレワーク といった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	産業振興課
関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。（再掲）	産業振興課

#### 市民や事業所に期待される取り組み

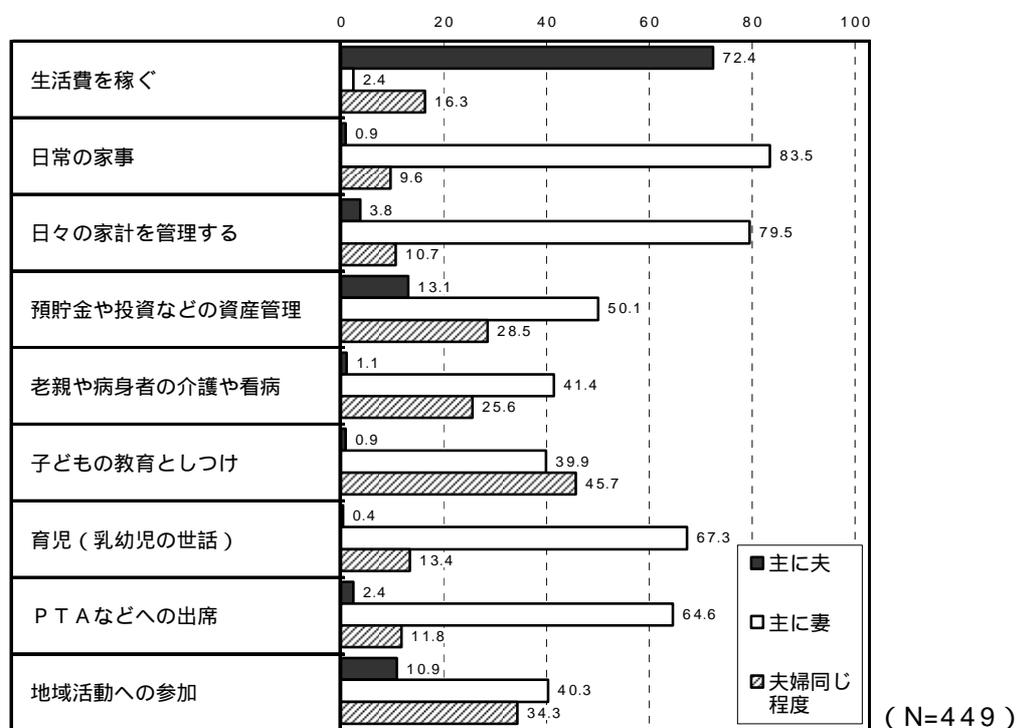
- ・労働の基本的権利や関連する法律などについて学びましょう
- ・育児・介護休業制度 等を十分に理解し、有効的に活用しましょう
- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう
- ・家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・家族で家事・子育て・介護について話し合う機会を持ちましょう
- ・就職や再就職に関する講座やセミナーなどの学習機会や、情報を積極的に活用しましょう
- ・事業所は、労働者の権利について熟知し、関連する法を遵守しましょう
- ・事業所は、ポジティブ・アクション に対する理解を深め、実施しましょう
- ・事業所は、すべての男女が育児・介護休業制度 を利用しやすい環境を整えましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度 などを充実させましょう

### 基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

#### 現状と課題

市民意識調査では、家庭における役割について見ると、「生活費を稼ぐ」については「主として夫」の役割と考える人が多く、「日常の家事」や「育児」「老親や病身者の介護や看病」などの家庭生活の大部分については「主として妻」の役割と考える人が多く、女性が家庭生活の大部分を担っている現状がうかがえます。このことから、「働いて収入を得る男性」「家事や育児・介護を担う女性」という従来主流を占めてきた性別役割分担意識が、なお根強く残っていることがわかります。

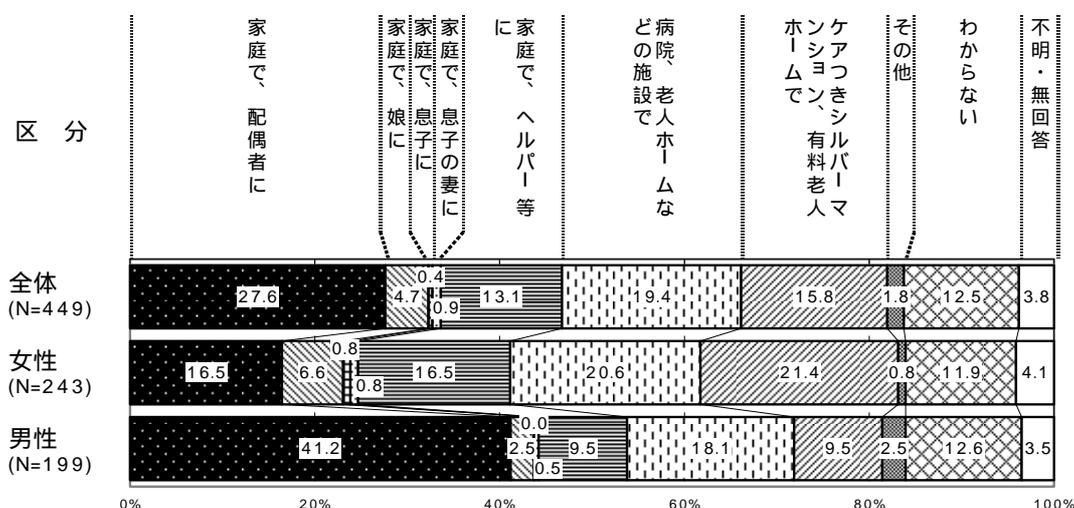
図：家庭における役割について（全体）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

希望する自身の介護状況について見ると、介護の場所については、男性では家庭、女性は施設での介護を望む声が目立っています。また、家庭での介護者については、男性では圧倒的に配偶者の割合が高く、女性でも配偶者が最も高くなっているものの娘による介護希望もあり、今後も女性への介護負担が大きくなることが考えられます。

図：希望する自身の介護状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」(羽曳野市 平成 18 年)

社会の最小単位である家庭において男女の対等な自立を進めることが、男女共同参画社会の実現には不可欠となっています。

子育て支援については、多様なライフスタイルに対応できるように、「はびきの子ども夢プラン」に基づいた子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに取り組んでいる男性への支援を積極的に進める必要があります。また、子育て世代の男女が、親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などの活用などにより、男女共同参画の視点に立った子育てを実践する必要があります。

介護支援についても、子育て支援と同様に、多様なライフスタイルに対応できるように、「第3期高齢者いきいき計画」に基づいて、介護保険制度に関連するサービスや高齢者に対する保健福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域社会において介護を支援する仕組みづくりや、介護者の介護の不安の解消を図るための相談・支援体制の充実などを図っていかなくてはなりません。

また、子育て支援や介護支援については、公的なサービスだけでなく、ボランティア活動など地域で展開されている多様な活動を、積極的に活用することが望めます。

さらに、男女がともに子育てや介護を担っていくため、男性の料理教室といった講座の開催に留まらず、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを図らなければなりません。

加えて、男性自身が家庭生活に積極的に参画できるよう、男性の子どもへかかわり方や、女性とのパートナーシップの形成について学習の場を持つ必要があります。

## 基本方針

子育てや介護などの家庭生活を男女がともに担っていくため、支援サービスの充実や環境整備を図るとともに、すべての男女が家庭生活に積極的に参画する社会を目指します。

## 行政の取り組み

子育て支援や介護支援については、多様なライフスタイルに対応できるように、また、男女がともに担う子育てや介護を目指して、「はびきのこども夢プラン」や「第3期高年者いきいき計画」など関連する計画に基づいた支援サービスの充実を図っていくとともに、子育て支援については「親学習」の活用も視野に入れて取り組んでいきます。また、男女がともに子育てや介護を担っていくためにも、男性の家庭生活への参画を促進する取り組みも併せて進めていきます。

## 施策の方向（１） 子育て支援の充実

施策の内容・方向性	担当課
多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。（再掲）	こども財産課
家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実および連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やホームページ、冊子などの様々な媒体を用いて広く市民に提供します。	こども財産課
仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。（再掲）	こども財産課
地域の親子の交流を図り、様々な遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会をもつ中で子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。	こども財産課
保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関する様々な悩みや不安に適切に対応できるように、保健師や保育士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。	保健センター

施策の内容・方向性	担当課
母子家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供を行うとともに、福祉資金の貸付や就労支援等の支援対策を進めます。	こども財産課
男性が参加しやすい事業を推進するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども財産課 保健センター
親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。(再掲)	社会教育課
ファミリー・フレンドリー企業 の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課

## 施策の方向(2) 介護支援の充実

施策の内容・方向性	担当課
多様なライフスタイルに対応するために、「第3期高年者いきいき計画」などに基づいた介護支援の充実を図ります。	高年介護課
家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。(再掲)	人権推進課
高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるように、介護保険事業を推進します。	高年介護課
高齢者を介護している家族等を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実に努めるとともに、介護者が問題を抱え込まないようにするため、困ったときに身近で相談ができ、専門機関で適切な支援が受けられるような体制の整備を進めます。	高年介護課
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	高年介護課

施策の内容・方向性	担当課
地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、市民協働のもと、地域で高齢者を見守り支えるネットワークの取り組みをすすめ、女性や特定の人に偏らない介護を地域で考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	高年介護課 市民協働ふれあい課 福祉総務課
ファミリー・フレンドリー企業 の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課

### 施策の方向(3) 男性の家庭生活への参画促進

施策の内容・方向性	担当課
家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活にかかわることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。(再掲)	人権推進課
男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。(再掲)	人権推進課
男性の家庭生活への参画を容易にするためにも、男性を対象とした家事や子育て、介護に関する教室の開催に努めます。	人権推進課 こども財産課 高年介護課 保健センター
男性が参加しやすい事業を推進するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。(再掲)	こども財産課 保健センター
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課
本市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。(再掲)	人事課 関係各課

## 市民や事業所に期待される取り組み

- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう
- ・地域社会における子育て支援や介護支援に理解を深め、地域での子育て支援に関する取り組みや、多世代の交流や地域福祉に関する取り組みなどに積極的に参加、参画しましょう
- ・家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・家族で家事、子育て、介護について話し合う機会を持ちましょう
- ・男性の家庭生活への参画について、男女とも認識を高めましょう
- ・男性も家事、子育て、介護などができるように、必要な技術を習得しましょう
- ・事業所は、地域の一員として、地域での子育て支援や介護支援に関する取り組みや多世代の交流や地域福祉に関する取り組みなどに積極的に参加、参画しましょう
- ・事業所は、すべての男女が育児・介護休業制度 を利用しやすい環境を整えましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度 などを充実させましょう

## 基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進

### 現状と課題

自治会やPTAなど地域生活の中で活躍する女性が多い一方、社会活動への参加の障害要因について見ると、「子どもに手がかかる」や「世話の必要な病人、高齢者がいる」など家庭生活に関する項目を挙げる女性も多く、「女性は家庭」という性別役割分担意識が原因となっていることがわかります。

また、懇話会では、「地域活動や自治会組織の長や代表となる女性の割合は低い」との意見も挙げており、地域社会で女性の方針決定過程への参画が進んでいないことがうかがえます。

団塊の世代の多くが定年を迎え、働く場から地域社会で多くの時間を過ごすようになる中、多くの市民が男女を問わず地域活動に参画し、地域社会から男女共同参画を実現していくことが重要です。

今後は、地域の一員としてすべての男女が地域活動に参画できるように、「地域福祉計画」などに基づいて、意識啓発や活動拠点の整備、人材育成などの男女が共に地域活動や地域福祉を担うことができる環境づくりを進めるなど、市民と行政の協働による取り組みや市民活動を、男女共同参画の視点に立って推進する必要があります。

また、自治会やPTA、市民団体など地域活動組織においては、方針決定の場への女性の参画などを図るとともに、地域社会から男女共同参画を実現していくために、男女共同参画社会の推進を活動分野とする団体への情報提供や、それら団体間の交流促進を図るためのネットワークづくりを進めなくてはなりません。

さらに、エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野についても、男女共同参画の視点に立って、男女がともに協力して取り組む必要があります。

### 基本方針

地域活動を男女共同参画の視点に立って支援していくとともに、市民と行政が協働し、すべての男女が地域の一員として積極的に多様な取り組みに参画する地域社会を目指します。

## 行政の取り組み

地域社会の一員としてすべての男女が地域活動等に参加、参画できるように、ボランティア団体やNPOなど地域活動団体の育成や支援、啓発活動や情報の提供、環境の整備に努めるとともに、地域活動での意思決定等への女性の参画を促進します。

また、防災や環境など、人々の暮らしの改善に直接つながり、女性の一層の参画が望まれる分野の活動について、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めます。

### 施策の方向（１） 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進

施策の内容・方向性	担当課
自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPO に対し、それぞれの団体の運営に係る意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。（再掲）	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 関係各課
市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。	市民協働ふれあい課 関係各課
多くの市民が男女を問わず地域活動や市民活動に参画できるように、意識啓発や活動拠点（仮）市民公益活動支援センター）の企画・立案、人材育成などの環境づくりを進めます。	市民協働ふれあい課 関係各課
エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野については、男女がともにそれらの活動に参画できるように、その取り組みを推進します。	市民協働ふれあい課 環境衛生課 危機管理室 関係各課
働く意思のある定年退職後の男性や、活力ある女性の人材把握に努め、地域活動への参画を促進します。	市民協働ふれあい課

### 市民や事業所に期待される取り組み

- ・性別や年齢にとらわれず、地域活動に積極的に参加、参画し、地域社会を活性化させましょう
- ・自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- ・自治会や各種団体などでは、男女がともに地域活動の参加、参画できる組織づくりをしましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と地域活動を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度 などを充実させましょう

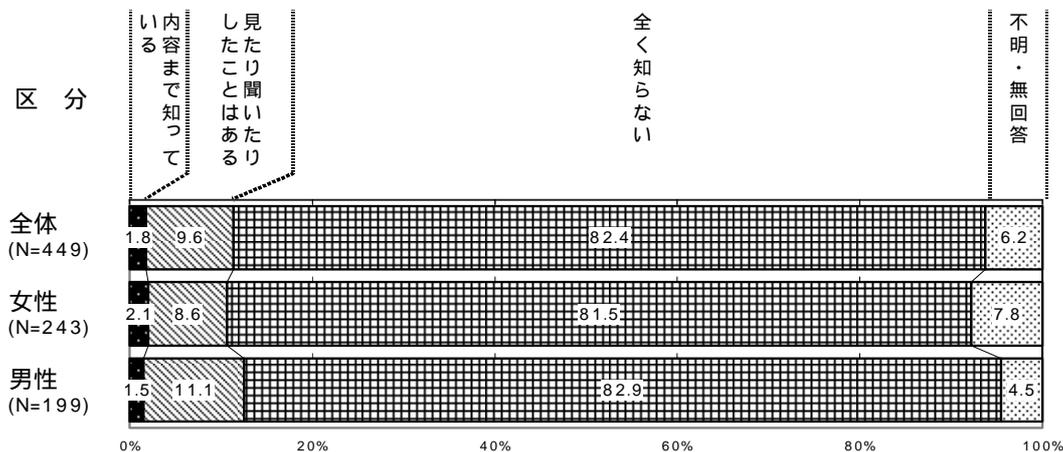
## 基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

### 基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

#### 現状と課題

「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」や「安全な妊娠・出産」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方である「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されました。しかしながら、市民の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に対する認知状況は低いことがわかります。

図：「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に対する認知状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

このような状況の中で、女性が自分の健康について管理・決定することができず、健康が大きく損なわれることが少なくありません。一方、男性についても、「弱音を吐いてはいけない」「家族を養っていかなくてはならない」などの性別役割分担意識を背景に、うつ病や自殺の増加など深刻な健康問題が起きている。

また、性交渉などによるHIV/エイズや性感染症、人工妊娠中絶などが若年層を中心に増加傾向にあり、飲酒や喫煙、薬物乱用も同様に増え続けている中、生命の大切さや健康に関する意識が希薄化しています。

今後は、女性が自分の身体について理解を深め、自己管理ができるように、さらに、男女がお互いの性を尊重できるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ に関する啓発や教育、性に関する情報提供や正しい性教育の実施に努める必要があります。

特に性教育については、専門的な知識を持った指導者による取り組みなどを、学校や地域において展開し、子どもに対する性教育もさることながら、大人への正しい性の情報提供や啓発を積極的に進めなくてはなりません。併せて、次世代がさらにその次の世代を育成することへの希望や、自信をはくくむために、中学生、高校生が乳幼児とふれあう子育て体験などの充実を図る必要があります。

また、H I V / エイズ や性感染症などの予防や、喫煙・飲酒対策、薬物乱用対策など健康をおびやかす問題については、学校や地域、保健所などの関係機関との連携を強化し、取り組みを推進しなくてはなりません。

さらに、男女が自分の心身に関する正しい知識や情報を得ながら、健康を享受できるように、ライフステージに応じた健康づくりの支援が重要になります。

## 基本方針

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ に関する啓発や教育、正しい性教育の推進、ライフステージに応じた健康づくりの支援を行うとともに、市民一人ひとりが性や健康に関する正しい意識や知識を持つことで、男女がお互いの性を尊重し、自身の健康を享受できる社会を目指します。

## 行政の取り組み

女性が自分自身の健康について、管理、決定できるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ に関する啓発や情報提供、教育に努めるとともに、子どもへの性教育はもとより、大人への正しい性の情報提供や啓発を進めます。また、「健康はびきの21」に基づき、市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりを進めます。

### 施策の方向（1）性に関する情報提供と性教育の推進

施策の内容・方向性	担当課
女性が自分自身の健康について、管理、決定できるように、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ の概念の普及・啓発や情報提供を進めます。	人権推進課 保健センター
性教育の推進やHIV/エイズ や性感染症に関する正しい理解の浸透については、保護者の理解を得るとともに、各学校に性教育推進委員会等の組織を校務分掌に位置づけ、学習指導要領に基づき、全教職員の共通理解のもと、児童・生徒の発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課
男女がお互いの性を尊重する考え方を身に付けるため、パンフレットやリーフレットの作成や各種講座、講演会を通じて、性と人権に関する意識啓発を推進します。	人権推進課 社会教育課
市民に対して、HIV/エイズ や性感染症に関する正しい理解の浸透を図るとともに、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。	保健センター
中学生や高校生が乳幼児とふれあう子育て体験を実施するなど、次世代がさらにその次世代を育成することへの希望と自信を育むための取り組みを推進します。（乳幼児子育て体験）	学校教育課 こども財産課

### 施策の方向（2）ライフステージに応じた健康づくりの推進

施策の内容・方向性	担当課
「健康はびきの21」計画に基づき、個人の努力とともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。	保健センター
妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後の良き育児仲間となれるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。	保健センター

施策の内容・方向性	担当課
育児不安の解消、こどもの心の健全な発達、将来の「かかりつけ医」の確保等を図ることを目的として、妊娠後期から産後2か月以内の妊産婦を対象に1回のみ無料で小児科医による相談を実施します。	保健センター
乳幼児の時点において、健康診査を実施することにより疾病予防や、早期発見、早期治療を図るとともに、保護者に対し、成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施し、乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児健診等を実施します。	保健センター
疾病の早期発見及び一次予防の取り組みにより、市民の健康増進に資するため、基本健康診査や各種がん検診などの普及に努めます。	保健センター
生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、婦人科相談を実施します。	保健センター
女性が抱える問題は、婦人科のみではなく、精神的なものや美容的なものまで多岐に渡っているため、市の健康相談において、そのような問題に対応できる女性専門相談を実施します。	保健センター
喫煙や飲酒、薬物乱用等の問題行動については、違法行為であるのみでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭や地域および関係諸機関ならびに学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等での継続的な指導の徹底を図ります。	学校教育課 保健センター

### 市民や事業所に期待される取り組み

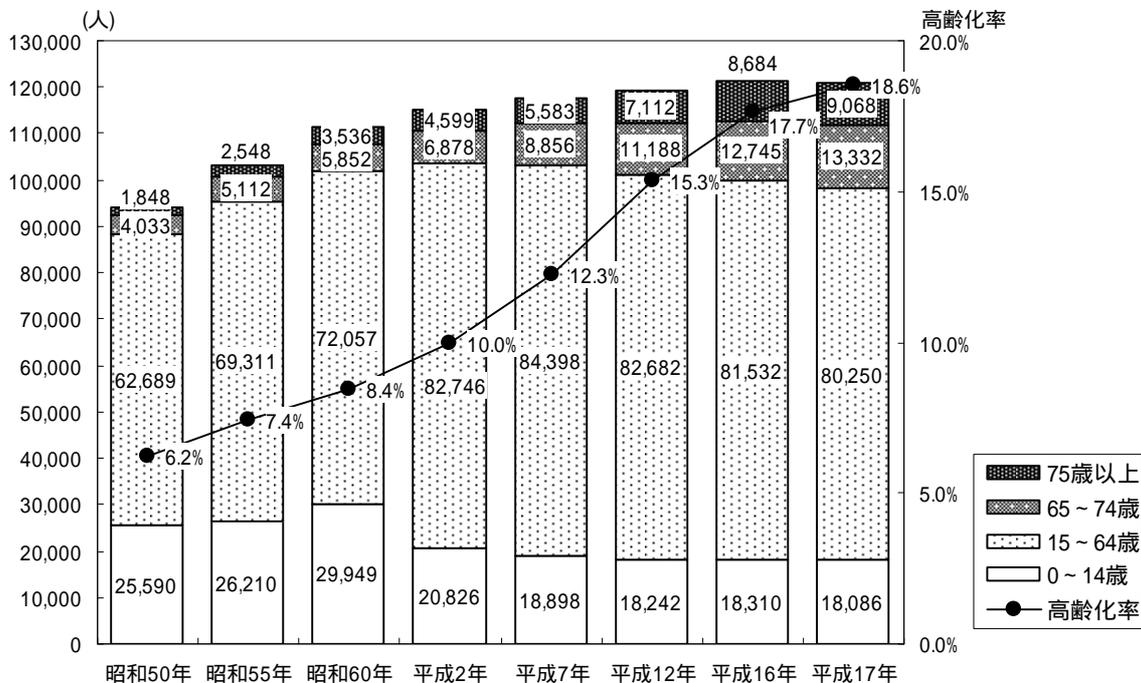
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ について興味を持ち、理解を深めましょう
- ・各家庭において、男女がお互いを尊重する性教育をしましょう
- ・H I V/エイズ や性感染症について、正確な知識を持ち、偏見をなくしましょう
- ・妊娠・出産期の権利や保障のため、各種情報を積極的に活用しましょう
- ・市民一人ひとりが自身の健康について認識し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに積極的に取り組みましょう

## 基本課題2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

本市の高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)は年々増加傾向にあり、他の自治体同様に高齢化が進行しています。また、障害者の高齢化や、高齢化に伴う障害の重度化、重複化も進んでいます。特に、市民意識調査では、就労や地域社会への参画の阻害要因として、「高齢だから」や「年をとりすぎている」と回答した60歳以上の男女が多く、高齢により社会参加を断念している人が多いことがわかります。

図：羽曳野市の人口推移



資料：「第3期高齢者いきいき計画」

また、女性や高齢者を狙ったひったくりや、女性や子どもに対する街頭犯罪などが増加している中、平成17(2005)年に本市が実施した「第5次羽曳野市総合基本計画策定にかかる市民アンケート調査」によると、本市の将来像としては、「事故、犯罪がなく、災害にも強い『防災・防犯体制の充実したまち』」や「高齢者や障害者が安心して暮らせる『保健・福祉・医療の充実したまち』」が上位を占めており、多くの市民が安心して暮らせる環境づくりを希望していることがわかります。

性別はもとより、年齢や障害の有無などにかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくりは、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

今後は、高齢者や障害者を「社会を支える重要な構成員」として捉え、生きがいをもって社会参加ができるよう、関連する計画に基づいて、学習や交流の場の提供や就業機会の確保、拡大に努め、積極的な社会参加活動を推進するとともに、住宅や福祉施設等の整備、充実を図る必要があります。

また、年齢、障害の有無などにかかわらず、男女が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」などに基づいた公共施設などのバリアフリー化や、交通機関の利便性向上など、生活環境や社会基盤の整備・充実を図らなくてはなりません。

さらに、防犯意識の向上や防犯灯の整備など防犯対策に取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりを、男女共同参画の視点に立って推進する必要があります。

## **基本方針**

年齢、障害の有無などにかかわらず、すべての男女が安心して暮らせるために、ソフトおよびハードの両面からの支援を進めるとともに、市民一人ひとりが助け合いや思いやりの意識をもち、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。

## 行政の取り組み

高齢者や障害者などの福祉や就労支援を充実するとともに、地域において自立した生活を送れるよう環境整備などを行います。また、年齢、障害の有無などにかかわらず、男女が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、公共施設などのバリアフリー化や、交通機関の利便性向上、防犯体制の充実などを図ります。

### 施策の方向（１） 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実

施策の内容・方向性	担当課
「第３期高年者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	高年介護課
高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。	高年介護課 関係各課
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。（再掲）	高年介護課
人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、身体拘束ゼロに向けた対策、認知症高齢者に関する対策など総合的な対策を講じます。	高年介護課
男女の区別なく、高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。	高年介護課 関係各課
シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	高年介護課
障害者自立支援法 及び「羽曳野市障害福祉計画（平成 14～23 年度）」、平成 18 年度に策定した「（第 1 期）羽曳野市障害福祉計画（平成 18～20 年度及び 23 年度）」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の展開を図ります。	福祉医療課
障害者が地域で自立した生活を送れるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気軽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、庁内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。	福祉医療課

## 施策の方向（２） すべての人にやさしいまちづくり

施策の内容・方向性	担当課
大阪府の「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、公共施設や交通機関の整備、改善に努めます。	道路課 建築指導課 関係各課
高齢者や障害者等が地域で自立した生活を送れるよう、関連する計画などに基づき、健康で生き生きと暮らせるやさしいまちづくりをめざし、福祉サービス等の充実とともに、支援体制の充実を図ります。	高年介護課 福祉医療課
犯罪の起きにくい安全なまちをめざして、地域や関係機関との協力のもと、防犯体制の充実や防犯意識の高揚に取り組みます。	危機管理室

### 市民や事業所に期待される取り組み

- ・ 高齢者や障害者は相談窓口を有効に活用しましょう
- ・ 各種制度やサービスについて正確な情報を持ち、有効活用しましょう
- ・ 性別や年齢、障害の有無にとらわれず、地域活動に積極的に参加、参画し、地域社会を活性化させましょう
- ・ 自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- ・ 地域社会で高齢者や障害者を孤立させないように、協力し合いましょう
- ・ ノーマライゼーション の理念に基づいた福祉のまちづくりへの理解を深めましょう

### 基本課題3 国際社会への参加・交流

#### 現状と課題

国の男女共同参画に関する動きは、国際連合を中心とした世界的な動きからその法整備などが進められ、今日に至っています。政治経済や文化、環境などあらゆる面で、グローバル化が進んでいる中、男女共同参画社会の実現においても、国際社会における取り組みの動向や成果を見逃すことはできません。

また、大阪府の外国人登録者数は約20万人(平成17(2005)年12月末)、本市においても928人(平成18(2006)年9月末)となっていることから、地域において外国籍を持つ人々との交流や連携が必要となっています。

表：羽曳野市における外国人、特別永住者の人口

(単位：人)

		総人口	外国人登録者	
			特別永住者以外	
羽曳野市	男性	57,511	426 (0.74%)	168 (0.29%)
	女性	61,987	502 (0.81%)	281 (0.45%)
大阪府		8,820,692	214,630 (2.4%)	

資料：羽曳野市は平成18年9月末、大阪府の総人口は平成17年12月1日、外国人登録者数は平成17年12月末但し、( )内は総人口に対する割合

さらに、在日外国人女性の中には、日本語を覚える機会などが少なく、生活や子育てなどの面で配慮が必要となる方もおられます。

今後は、市民一人ひとりが諸外国の文化や価値観、慣習などとともに女性問題をも理解し、交流を図るための体制づくりや、国際感覚の醸成や諸外国等との相互理解を深めるための国際交流が必要となります。また、市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、男女共同参画の視点から取り組みを進める必要があります。

#### 基本方針

相互理解と交流や在日外国人に対する支援を進めるとともに、市民一人ひとりが国際社会における男女共同参画の取り組みを理解し、行動につなげていきます。

## 行政の取り組み

男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくり努めるとともに、国際交流を進めます。また、市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、就労や市民生活に関する相談窓口の整備や情報提供に努めるなど、男女共同参画の視点から取り組みを推進します。

### 施策の方向（１） 国際交流・協力への女性の参加促進

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくりに努めます。	人権推進課
市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備、識字教育の実施や市民公益活動団体による日本語教室の支援などを進めます。	市民協働ふれあい課 社会教育課 関係各課
市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化のための各種事業を進めます。	市民協働ふれあい課

### 市民や事業所に期待される取り組み

- ・ 男女共同参画に関する世界の取り組みや、世界の女性が抱える様々な問題などについて関心を持ちましょう
- ・ 外国籍を持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるため、国際交流などの取り組みに積極的に参加、参画し、諸外国の習慣や文化について理解を深めましょう